

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 8 月 15 日（金） 15：00～16：06

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房 代表取締役社長

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長

#### <有識者>

藤原 正志 有限会社藤原造林 代表取締役

#### <事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

宮国 永明 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 国有林野の民間開放について

3 閉会

---

○藤原次長 時間が押しておりまして、申しわけございませんでした。

戦略特区のワーキンググループということで、本日は、有限会社藤原造林代表取締役の藤原正志様においでいただいております。

八田座長から御指示をいただいたのですが、今の日本の林業の問題、特に私どもの区域計画、区域会議を開いておる中で、民有林の議論はいろいろとあるのでございますが、国有林の活用と申しますか、特に会社としての活用というところについてのさまざまな議論がありながら、まだ知識が蓄えられていない部分がありますので、本日はそのあたりについて御知見がおありになる有識者ということで、おいでいただいたということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

1時間の時間をとっておりますので、20分ないし30分のお話をいただいた上で、その後、御議論ということにさせていただければと思います。

一応、議事録や資料は必要に応じて公開という形、原則公開という形でやっているのですが、その形でよろしゅうございますでしょうか。

○藤原氏 はい。

○藤原次長 では、そう進めさせていただきます。

では、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 お忙しいところ、みんなが休んでいるところをいらしてくださってありがとうございますございました。

別に藤原次長とは親類関係ではないですね。

今、次長からお話がありましたけれども、特に国有林のことに我々に関心があるのですが、ほかにも、とにかく林業をもっと一体的にやる上でこういう規制が障害になっているということがあったら、それを特に特区でできることがあったら御提案いただきたいと思えます。

それでは、早速、お話をお願いしたいと思います。

公開について、もしこれはまずいなというところがあったら、このところは公開しないでくれとおっしゃってください。そうしたらそこは議事録から外しますから。

よろしく申し上げます。

○藤原氏 突然、12日の日にこういった内容のものをやるからということで、とりあえず、資料等はないのですけれども、私も現会長の後を引き継いで二代目になるのですが、祖父からにすると三代目になるのですが、三代目でやってきた中でこのようなことができたということをその資料で見てもらえればと思います。

今、ちょうど24年目なのですけれども、もともと実家が県の請負事業をやっておりました。その資料の中にもあるのですけれども、山梨は特殊な県でありまして、「山梨の森林」というところがあると思うのですが、山梨県の森林の半分以上が県有林という内容になっております。その県有林の造林の請負という形でうちの会長のほうで造林担当者という形で、随意契約のような形で当初は山の管理をしていたというか、やらされていたといったほうが間違いはないのです。県の行政の方が考えたものをうちの会長たちが仕様書に従ってやっていくというやり方でやっておりました。今の国有林もほぼそういった行政の設計書で山をつくるというか、山の管理をする形はそのまま今もやられております。

平成14年、森林法の一部改正があって、14年以降から山の請負ですから公共事業になるのですけれども、公共事業がどんどん減ってきてまして、うちでも若い子の雇用がすごく問題になりました。当初は1日幾らという形で日額、どうしても雨、天候に左右されるものですから、日額での雇用という形になっていました。何とかそれを改善していかなければならない。せつかく若い子が入って3年、4年、うちにも居ついてくれましたので、何とかその子たちにいてもらうということで、いろいろ模索をしていたところ、林野庁のホー

ムページに森林法の改正ということで、30ヘクタール以上の山を確保できれば森林組合と同等の作業ができますよという内容がありました。

本当に運よくその情報を見つけて、県のAGと言われていますが、林業普及員という人がいるのですが、今はフォレスターとか、そういう制度になってきているのかもしれませんがけれども、その方に相談したところ、藤原さん、どこかそういうところがあれば力になるよという助言をいただきまして、甲府から車で30、40分のところに30ヘクタールの山を確保しました。地主さんにダイレクトメールを送ったり、あと、そのときはまだ地籍から地主さんの住所、電話番号がわかりましたので、電話をかけて、地主さんにアプローチをして、30ヘクタールだったのですけれども、それにプラス地元の地主さんも含めまして、41ヘクタールの森林の団地をそこに形成しました。

そこから本当にいろいろな工夫をしてきたのですけれども、本当に山を管理することの楽しさがそこから、いろいろ工夫もしてきたのですが、「概要」にあるとおり、間伐を主体に事業の組み立てをしていこうということで、補助金の制度もいろいろマニュアルというか、本がありますので、そういうものを見ながら、補助金を有効的に使って、森林組合さんと差別化ができる森林経営というものをやっていこうということで、地主さんに提案して、41ヘクタールのところから始めました。

いろいろやってくると、やはり一体的に山を管理する、転々とあった山が1つの固まりになるわけですがけれども、一体的に山を管理する場合はどうしても作業道、基盤整備が必要だということがわかりまして、奈良県の吉野林業地の岡橋さんという方に教わりながら、高密の道を入れる作業をしました。

○八田座長 甲府の周りの41ヘクタールの団地をおつくりになった際には地主さんから借りて、おたくの会社、藤原造林が経営するという形態をとられたのですか。組合とかそういうものではなくて。

○藤原氏 そうです。受委託契約というものを結びまして、それで山の管理をさせてもらうという形です。

○八田座長 地主さんたちはとにかく路網を入れても何してもいいよということで、どこに入れると文句を言うとか、そういうことはなかったのですか。

○藤原氏 なかったです。

○八田座長 わかりました。

○藤原氏 作業道を入れることによって、今度は立っている木が在庫になってきてまして、必要なときに必要な分だけ木材を出していく形ができました。それをいろいろな人に見てもらって、山梨の北杜市とかそういったところにあと2団地追加で団地を今、策定しているところです。

それと国有林と何の関係あるのだということになるのですけれども、今まで1ヘクタールとか、2ヘクタールとか小さい山しかない人をまとめることによって、30ヘクタール、40ヘクタール、今、うちでも427ヘクタールの地主さんの管理をしておりますけれども、い

ろいろな発展性が出てきまして、例えば製材工場ではなくて、ハウスメーカーさんへの提案とかそういったこともできるようになりました。そちらからの提案で森林認証、FSCを取得したり、そういったものをこちらから提案できるのは、まとめて集約した林業のおかげかなと思っております。

うちの甲府の山にも隣接して国有林がありまして、以前、国有林さんのほうにも二度三度、国有林の富士川上流域、国有林のほうから何か案がないですかみたいなものがありまして、それに一応、出したこともあります。やはり民間事業者だとどうしても、森林組合の場合ですと国有林と森林組合で一団地を組むことが可能なのですが、民間の事業者、会社組織とはそういった共同施業体ができないということで、法律的にもそれが引かかるみたいなことも聞いたことがあるのですけれども、その辺があってあきらめたというか、その林野の方からそのようなことを聞きました。

この間、先生と話をしたときに、そういうことがあった中で、無理であれば国有林を貸すとか、そういったことができればもっとやる気のある、せっかく大学を出て、林学を学んだ人たちにこの世界にいてもらいたいというのがありまして、そういう人たちにも国有林を開放することによっていろいろな発想ができるのではないかなと思っております。

ちょうど今、木材自体は価格の低迷ではありますけれども、低迷ではなくて、国際価格と大体同等になっていますので、この中でどう林業をやっていくかということを考えるには若い人の力も必要だと思っていますので、そういうことで、国有林を一部開放していただいて、もちろん民有林と接点を持ちながら一体的に山の管理ができれば、ただ単に山を全部切るのではなくて、徐々に徐々に在庫を外に出していく形で、供給と需要のバランスをとりながら売っていくことが大きな面積があればできますので。

今、大規模の林業屋さんの場合は、やはり全部切ってしまうと、川下に一気に流してしまいますので、どうしても木材の価格が、最初の1回目は1万円でも、次には9,000円とか、どんどん価格が落ちてしまいますので、そこをうまくキープできる形で、大きな面積を持っていればそういうことが可能ではないかなと考えています。

うちでも実際、今、赤松林を多く抱えていまして、赤松というと今、ほとんど使われないのですけれども、そういった松を有効的に使うということで、もちろん市場からの注文材にも応じたり、あと、合板会社、今はバイオマスのほうと、いろいろ出先を四方八方当たりながらやっているところです。

本来、大きな面積を抱えることによって、ただ単に木を切るのではなくて、木を植えていく、次の代の山をつくっていくことも大きな面積があるとできますから、人材の育成にもなりますし、ひいては地域の活性化にもつながると思っております。

うちにも当初、県有林の請負をやっていたときには会社の経営理念とかそういったものもなかったのですが、安定的に木材を売って行って、きちっと出口があることによって従業員さん自体も、国際認証をとったりしていますので、スキルが上がります。従業員さん自体もこういった理念をちゃんと頭の中に入れて作業をしてもらっていますので、そうい

う面でも人材育成にはなるのかなと思っています。

今、国有林でも、県有林でも、請負の形で伐出を行っているのですけれども、うちも一昨々年、甲府の北部で生産請負という事業を請け負ったことがあります。

○八田座長 県有林ですか。

○藤原氏 それは国有林です。

どうしても地主さんの民有林を観点している観点で、国有林内に壊れない、道幅が狭いのですけれども、雨にも強い作業道を入れまして、木材を搬出するわけですが、そこで担当者のほうから出る言葉は、道よりも材積、木の量をここまで出せといった縛りがあるものですから、いろいろなやり方があると思いますが、ほとんどの多くでは、木を出すためだけの間伐作業が行われているのが事実だと思います。そのところをなくしていくにも、民有林と一体的に管理ができればいいのかなと思っています。

確かに国有林の経済的に木材を生産する場所は今までどおり国有林さんの管理でいいと思いますけれども、山的に平らではなくて急峻、ある程度傾斜があって、国有林の中で管理をするのが難しいのであれば、そういった民有林とマッチングした中で管理できればもっといい山づくりができると思っています。

生産請負によって木材をどうしても何立方とか、木材は立方という単位で出すのですけれども、その木材を出すことによって民有林から出てくる木材の下落ということも起こりますので、その辺を、国有林的に経済林で回していく分にはある程度、必要なのかもしれないのですけれども、民有林とそういった形で管理ができればいいのかなと思います。

山梨は本当に、うちの近辺は国有林が1%しかなくて、そのうちの1,500ヘクタールぐらいが甲府の中心にあります。あとは、2,000ヘクタールぐらいは静岡に近いところにあるのですが、確かに国有林の甲府の管轄のホームページなどを見ますと、そのうちの経営できる部分としては71ヘクタールということが書いてありますが、世界でも有数な森林国であって、本当に唯一の資源でもあるので、確かにここは水土保持林であるとか、ここは地元の人たちと共存する森だとかという仕分けはあるものの、もう少し木材の利用方法を考えてもいいのではないかなと思っていますので、そのところを民間のほうに部分的に任せてもらえれば。民間の提案に対してのチェックはもちろん国有林の職員もやりますし、大学の先生たちにもチェックをしてもらって、これだったらいいだろうとかという形でやってもらえれば、もっともっと若い人が参入する機会がふえるのではないかなと思っています。

カラーコピーでいっぱいつくっていただいたのですけれども、うちも受託型の森林ということで、所有者さんによって変わって経営を行うようになってからいろいろな考えが持てまして、今、近くの427ヘクタールの250ヘクタールのほどの一団地があるのですが、その中心にゴルフ場があります。そのゴルフ場を中心にバイオマスボイラーを導入してくれということで今、話をしています。一応、ボイラー導入してもらうことによって、赤松を伐採したり、広葉樹を伐採した後の枝葉を燃やすボイラー、もしくは発電までいければいいの

かなと思っていますが、そういったことも今、そのゴルフ場さんと話をして、いろいろ企画を練っているところです。

やはり大きい面積で管理をしていくことは時間もかかりますので、時間がかかる中で、いろいろなやり方を考えられるのがすごくいいのかなと思います。

例えば私が何か不慮の事故で亡くなったとしても、そのままその従業員さんなりがその山をずっと管理できるので、地主さんにとってもそれはいいことだと思いますし、国有林さんの場合でも、ある程度、15年スパンとかでチェック機能がちゃんと働いて、その山の状況をちゃんと見ていただくというか、そういう形がとればいいのではないかなと思っています。

うちも、終わった現場に関しては、地主さんは1年に1回、見回りたい人は東京まで迎えに来て、高速道路からそのまま山の頂上までのぼったりして、間違いない伐採というか、全部切ってしまったわけではないよとか、ちゃんと間伐して山を手入れしているよというのを見るために車の入れる道をつくっておりますので、そういうこともやっていけば、不可能ではないのではないかなと思っています。

これはうちに特化したことで申しわけないですけれども、そういった森林の整備、個人の山を任せてもらったことで、機械もメーカーさん一辺倒の機械ではなくて、自分からこういう機械が欲しいということが提案できるのも昔の請負とは本当に変わったところだなと思っています。

大体そのような内容です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

まず、受託管理型の森林施業をやっているから、これは民間の小口のところから受託するだけではなくて、同じノウハウでもって国有林の受託もできるだろうということが根幹にあるわけですね。

私のつたない知識でも、フィンランドなどは物すごい林業国ですけれども、大部分が小さい地主が持っていて、それを大きな受託管理型の会社が経営している。路網の設定などもそれを大規模にやっているということなので、まず、そのこと自体が日本でこれだけ始まっているのはすばらしいことだと思うのですが、藤原造林さんのほかにもこういう形態は結構、日本で始まっているのですか。

○藤原造林 山梨でもう一社、うちと同じような形態でやっているところがあります。全国的に本当に集約化して、森林組合以外に個人の会社で集約化しているところも多々出てきております。今、政権が変わって、面積が30ヘクタールから100ヘクタールになったり、30ヘクタールになったりといろいろあったのですけれども、そういった中で、一時、森林組合さんの集約地がふえたのですが、ここへ来て、また国有林の開放とか、そういったことになると民間の人をもっとやる気を持って林業に取り組めるのではないかなと思っています。

○八田座長 そうすると、そのときにまず、民間で受託する場合には、年数、これはかな

り長期的なスパンがなければまずいと思うし、一緒に借地契約をやったときに、終わった時点でどういう資産が残ってなければいけないかということに関する条件が要ると思うのですが、それはどのようにされますか。

○藤原氏 うちの個人の山の管理の場合は、今、一番最新だと15年の契約で5年ごとの更新という形をとっています。うちの場合は、赤松の林なので、松くい虫の防除も含めてやっています。こここのところの温暖化で松くい虫のスピードも速くなってきて、その木を切って下に植えていかなければならないのですが、そここのところを全てうちに任せていただいているので、将来的にこういう林形になるよということ地主さんのほうに提示させていただいて、その山に向けて施業していくのを地主さんのほうに承諾してもらおうという形をとっています。もちろん1年ごとに間伐した場合は、それに対して地主さんに対価をちゃんと間伐代金なりをお支払いして、地主さんには必ず還元というか、木を切らせてもらうわけですから、代金を払うのは当然ですから、そういったことをやりながら山づくりをしています。

○八田座長 そうすると、対価は地代というよりは、生産物の共有というか、そういう形ですか。切らない場合には何も払わないと。

○藤原氏 そうですね。

○八田座長 なるほど。わかりました。

まず、国有林に移る前に、受託管理型の経営をやっておられる上で、この規制は困るなということはありませんか。

○藤原氏 情報がなかなか取りづらいというのがありましたけれども、経営計画を樹立したということで、一応、県のほうでも認めてもらいまして、それに対してここでまた団地をつくりたいよといえ、情報はいただきます。そここのところは解決してきたのですが、やはり今、一番大事になってくるのは境界の明確化がすごく大事なかなと思っていて、どうしても私たちのやるGPSとかの測量だと地籍ではないので、地主さんの中には地籍と勘違いしてしまう人もいますので、そここのところをもっとスピードを上げて地籍が明確になればいいのかなと思っています。明確化の事業も国のほうからいろいろなそういった法的な補助で出ておりますが、実際には地籍を明確にする形ではないので。静岡県などは、この間ちょっと行ったときに驚いたのですけれども、各森林組合に測量士を置きながら、地籍を全部やっていく。国と県の補助を使って地籍を明確化していますので、そういうところを参考にスピードアップできればいいのかなと思っています。そここのところが今、一番課題です。

○八田座長 次に、先ほど例えば国有林の経営を15年単位でもっておたくのような会社が受託管理すると幾つかのアドバンテージがあると。1つは、今のような請負だと、例えば作業道をつくるのかということはやらせてもらえない。ともかく今のを前提に出せというから非能率的なので、言ってみれば、ちゃんと作業道をつくって、ある程度、何年かで見ればコストを安くできるよということが1つですね。

もう一つおっしゃったのは、長い目で見ての価格への影響を考えないで供給するから、結果的に値下がりしてしまうことがあると。だから、例えば15年のスパンで考えて切り出すのをどういうタイミングでやったらいいかということを考えれば、かえって総売り上げは長い目で見れば上がるだろう。民営化の利点というのは、その2点だと考えてよろしいのですか。

○藤原氏 そうですね。あと、請負的な体制はないものですから、要は余分な予算が要らないというのは大きいと思います。国有林の場合、発注するとやはり木を出すに当たっても請負という形で出しますから、入札制度で出しますから、そういった余分なお金がかからない。

○八田座長 毎年入札するのですか。

○藤原氏 毎年あります。

○八田座長 それをやらなくていいから、15年ごとにとということになると。ある意味では、15年ごとの、受け入れ期間を1年から15年に延ばすという感じですね。

これには当然、森林組合も入札できることになるわけですね。

○藤原氏 そうです。

○八田座長 それは真っ向勝負。

○藤原氏 そうです。

○八田座長 森林組合も工夫するところは入っている、結局は請負の期間を長くすることだというわけですね。

先ほど国のほうからか県のほうからか、向こうのほうからアプローチしてやってくれないう話があったけれども、ちょっと話が立ち消えになったことがあるとおっしゃいましたね。それは請負ではなくて、もうちょっと期間を長くしてやろうという話だったのですか。

○藤原氏 それはいいですね。こっちから提案は何度かしていますけれども、なかなか。

○八田座長 わかりました。

他の委員の方、どうぞ。

○原委員 ちょっと今の続きで、済みません。請負契約を1年から15年とか長期にする時に、制度的に制約があって、今、できないということなのですか。

○藤原氏 制度的というか、どうしても請負の場合だと予算が乗って来ますので、それに縛られてしまうので、請負というか、借地権というか、管理契約ですね。委託契約書みたいな形でやらせてもらえれば、以前こういった委託管理を行政と組むときは、一般の森林商社の場合、木材を売ったから生産者を出してこれでおたくに戻しますよといったときに、国とかの場合はそれを防ぐのは大変だというのは聞いたことがあるのです。

だから、その辺をどういう形で反映するかというのは本当に難しいところだと思います。

以前、考えたのは、借地的というか、もちろん開放ということを考えれば指定管理とか、そういった形で将来的な林形はこうなればいいから15年という形がとれれば一番いいのか



などと思います。

○八田座長 そうすると、今は国有林と県有林をいわゆる民営化と称して、長い期間森林組合なり民間なりにやってもらおうというのはほとんどないということですか。

○藤原氏 ないですね。

山梨県は今もあるのですけれども、昔は貸地制度というのがありまして、林地を、一企業ではないのですが、保護組合さんとかそういったところに貸地を貸すという制度があって、それは薪炭材がメインのときだったと思うのですが、そういった貸地制度はあります。国有林ももちろんそういった貸地制度があると思うのですけれども、分収育林とはまた違って、その地代を払うような形でそこを貸してもらおうというのが、今、考えた中では一番、山梨県の県有林のほうにもいろいろ話はしているのですが、貸地制度をもう一回復活できないものかということをお話しています。ただ、県有林のほうからの回答は、どうしても今の地代に換算するから値段が高くなるよという話は聞いているのですけれども、やっでできないことはないと言っていますが、それを考えるのだったら今、貸している人からまた貸しで借りたほうがいいのかという話は、県のほうからはよく。

○八田座長 既に借りた人はいるのですか。それは何年ぐらいの契約ですか。

○藤原氏 貸地制度の場合は、大体林地が40年ぐらいですね。そういった昔の制度なのですけれども、林業をやる側にとってみるとすごくメリットが大きいというか、やりがいのある期間なのです。例えば昔などは本当に使われなかったカラマツなども、今、40年あれば間伐を1回して、2回目の収穫ができますので、40年更地で貸してもらってもそこに木を植えて、40年後にはもう一回木を全部切って返すというパターンができますので、それをやると今度は請負とかというのではなくて、借地料だけ払えば一番簡単にできるのかなとは考えました。

○八田座長 入札にはこちらのほうが向いていそうな感じですね。出来高制というのは入札がすごく難しいですね。

○藤原氏 貸地制度は昔からあるというのは聞いておりましたので、そんなものが現代版の林業という形で、昔はやはり森林を守っていくという形でいろいろな仕組みがなされてきましたが、今からは森林を利用していくということを考えて、貸地という形ができればいいのかなと思います。

○八田座長 その際に、例えば路網や何かをつくったときに、最終的には現状復帰などしなくて、路網は自分でつくったのをそのまま残して返すという建前でやっても、それは問題ないものですか。

○藤原氏 はい。問題ないです。

○八田座長 そうすると、例えば藤原造林さんが自分で保有している林のすぐ隣の県有林を40年借りて、当然一帯に路網を形成する。そして、40年が終わった段階で、何かのことでもっと安く入札するところがあって、反対側の敷地の何とか造林さんが入札して勝ってしまったというとそれきりになってしまう。それはしょうがないということですね。

○藤原氏 それをやることで、40年後も常に新しい考えを持っていないと、なかなか山の管理ができないのではないかと思います。ヨーロッパに行ったときも、ドイツに行ったときに、木の太さが日本との一番の違いかなと思いました。30年差があるとかといいます、本当に木を太らせれば必然的に1日に収穫する量もふえてきますので、全部切ってしまうのではなくて、もちろん全部切ってしまうのも、大きな面積を管理すれば、獣害とかのことを考えるとそういった制御も必要だし、場所によっては長く山を管理しながら木を大きくしていくというところも必要だし、そうすると、トータルで需要先をたくさん持てるという感じになりますので、今までの林業と全く違う林業ができるのではないかと思います。

○秋山委員 大変興味深い話をありがとうございます。

私はこの分野はほとんど素人なので、非常に興味深く聞いて、時間が幾らでも欲しいぐらい質問はあるのですが、きょうのテーマにポイントを絞って伺いますと、民営化のメリットだとか、どうすればそれがうまくいくのだろうかということについて、今のお話で少しイメージが持てたのですけれども、逆に、そのように現状を変えていくために、現状、森林組合さんがあって、でも、こういう民営化の新しい取り組みをしないとよくなる、今の課題、問題をもう一度ちょっと確認させていただけますか。

○藤原氏 国有林にしてもそうですけれども、小さい面積、小さい面積といっても国有林の場合、東北のほうに行くと、1回の発注が100ヘクタールとか200ヘクタールのところもあります。山梨なども30ヘクタールぐらいが大体通常で発注されます。県有林規模になりますと、大体発注が2ヘクタールとか3ヘクタールの、もっと小さな面積になります。

それを、山梨で考えると、山梨の国有林の発注が30ヘクタールと考えまして、それも含めて広域的に管理が例えばできたとすると、まずどういう作業が一番効率的にできるのか、もしくはどういうところにこういう材を売っていったらいいかということを考えながら、道を入れたりとか、間伐を伐採していますので、そういった余計なお金がかからないというのがまず一番のメリットだと思います。

うちも目指すところは補助金を使わずに最終的には利益を上げて、地主さんにお金を戻していくところを一番のポイントにしていますので、そのところを、大きな面積になればなるほどそういったかかるお金は本当に最小限で、最初の基盤整備は作業道だけでほぼ済んでしまいますので、その辺を広域的にやると、一番余分にお金がかからないというメリットになるのかなと思います。

あとは、広域的に考えるということは、ヒノキがあったり、杉があったり、カラマツがあったり、赤松があったり、広葉樹があったり、いろいろな木がその中にあるわけですから、ヒノキ一辺倒とか杉一辺倒という単一樹種を販売するとリスクがなくなります。赤松がよければ赤松、杉がよければ杉という、そういったことも考えると、いろいろな山を広域的に持つことによって、いろいろな販売ができるのかなと思っています。

○秋山委員 今、お話を伺っていると、本当にすごく経営的な観点で、今のお話などはいわゆるプロダクトミックス、売り上げはいろいろな商品で組み合わせをしたほうが良いと

いうお話であったり、お話を伺っていると、ちゃんと経営的な観点とか、経営の要素をもっと持ち込めば、森林資源がもっと価値を持つものになりますよとおっしゃっているように聞こえるのですけれども、そうだとすると、どこかに書いていましたけれども、例えば補助金を使わないでよくするような森林経営をする。では、逆に森林組合さんたちの現状やり方だと、どういう部分にコストが。経営の構造がどう変わると理解したらよろしいのですかね。ちょっと質問が難しいかもしれません。

○藤原氏 森林組合さんの構造の内容はわからないのですが、多分そういうことができるようになると、森林組合自体も補助金がもらえないとなると、木材の売り方を考えると、大分変わると思います。本当に国有林さんが場所的にそういうものを貸すから、それを取りまとめなさいと、そこには優先的というか、最初の投資のうちには経営の仕方を考えるためにある程度の努力をなささいということは必要なのかもしれないのですけれども、実際にやり出せば、そういった補助金率、今、森林組合さんはほとんど補助金漬けになっていますので、そこが多分大分カットされると思うし、もっともっと森林組合さんの中にもこうあるべきだと考えている人がいっぱいいるはずなのです。その人たちがもっともっと前面に出てくるのではないかと思います。

日本の森林率というのはフィンランド、スウェーデンに次いで3番目か何かだと思うのです。だから、やる気になれば絶対に向こうにも負けないと思いますので、あとは考え方だけだと思っています。

○八田座長 森林組合が得ている補助金というのは、請負の金額自体が、入札ではあるけれども国有林にとっては赤字であるという意味ですか。その他に、例えばおたくの会社だったら受けないけれども森林組合だったら受ける補助金となったらどういうものがあるのでしょうか。

○藤原氏 国有林の事業自体の中身は私もわかりませんが、県有林などを聞きますと、基本にあるのが補助金ベースで、県有林の事業が成り立っていると聞きます。

だから、補助金がなくなれば、県の行政としてももっとやり方を考えていかななくてはならないと思うのですが、それが本当に徐々に徐々に少なくなっていますので、いろいろな組みかえをしながら事業が出されるわけですが、森林組合さんの場合は、山梨の場合ですけれども、特に保安林という形で森林組合さん単独で受注できる事業がありますので、そういったところでどうしても補助金漬けにならざるを得ないのかなというのがありますね。

○八田座長 保安林からも木を出して切るのですか。

○藤原氏 保安林でも木を切って出すことは可能です。ただ、伐採率とかに制限がありますので、そののところをクリアしていかないと思ったほどの木は出ませんので、難しい。

○八田座長 保安林で要求される作業というのは具体的には何なのですか。間伐なのですか。

○藤原氏 全国一般的に、多分保安林での作業は切り捨て間伐ですね。それが一番多いと

思います。

○八田座長 それも例えばおたくの会社が受託すれば、かなり能率的にできるという面はあるのですか。今、森林組合に独占権が与えられるという状況なのでしょうか。

○藤原氏 やろうと思えば、多分森林組合さんよりも販売するアンテナを持っていますので、十分利益は切り捨て間伐でも出せると思います。ただ、もちろん山は平らではないので、急峻なところもあったり、緩斜面もあったりしますので、その辺をうまく組み合わせれば、出して十分採算が合うところはあると思います。

○八田座長 どうやってもペイしようがないような場所まで保安林として間伐するのは無駄だとよく言われます。そのようなものは全部放っておいて自然林にするのが一番保安の観点からもいいということは言います。そのような、経済林に無理やりお金をつけて森林組合をサポートしているというようなことなのですかね。

○藤原氏 そうですね。言葉を悪くすればそういう形になりますね。本当にそれを色分けして、保安林のところは1回皆伐とはいかなくても、択伐で全て木を出してしまって、あとは放っておくという形が一番いいのかなと思います。

これから人口も減ってきますし、木材の利用ということからもっともっと減ってくると思うので、そうしたら、個人の自伐林家さんを除いては、急峻なところでの無理な林業経営はすべきでないと思いますし、うちも急峻地から、だんだん緩斜面地の人から信用をもらって、そこで山の経営をしていますけれども、急斜面のところと緩斜面では全然作業効率も変わりますし、横づけで林業ができるというか、そんな形になりますので、そういうところの色分けをするにも、保安林のことは今、八田先生が言われたとおりだと思います。

○八田座長 一番最初はとにかくそういうところでも切って、皆伐なり何なりしなくてはいけないというのは、人工林だから放っておくと危ないということなのですね。だから、一応何とか自然林にするためにですね。

○秋山委員 先ほどおっしゃられたような、借地制度の現代版、基本的には長い期間借りることができるようにするというように制度を変える、あるいは変えたとしたときに、何か今、どこかから困るとか、これが問題とか、そういう指摘が出るような部分は何かございますか。

いいこと尽くめになりますか。

○藤原氏 いいこと尽くめではないかもしれませんが、困ること。

○秋山委員 例えばこうしようと言ったときに反対する人がいるのかなとか、みんなもろ手を挙げて賛成してくださるのかしらとか、そういう質問なのです。

○八田座長 こういうことなのではないのですか。昔は借地は永遠に借りてしまえたから、貸しにくかった。しかし今は定期借地というものができたから。定期借地を利用すると、きちんと戻ってくるから、昔とは事情が変わったかもしれないですね。

○藤原氏 定期借地ですね。

○八田座長 それが林業にはないのですよ。

○秋山委員 定期借地が現代版の借地で。

○八田座長 国有林がその制度を導入する。

○藤原氏 それを導入してもらえば、手を挙げる人はいっぱいいると思うのですよ。ただ、十分利益を上げて、国有林の借地料を払っていることが必要になりますので、そうすると、大きな面積があると売り方も考えなければならないし、物流も考えなければならないし、そういう面ではおもしろい事業になるのではないかなと思うのです。

○秋山委員 ちゃんとやればちゃんと稼げるとなれば、若い人も一生をかけてやろうと思えますし、それも地域の活性化にもつながるので、すごく重要なポイントだと思います。

○八田座長 それから、よく聞くのでは、林の性質が北のほうと、九州みたいな南ではずいぶん違って、本州では割と路網をきちんとつくって徐々にやっていくのがいいのだけれども、九州は木が早く育つせいもあって、皆伐は重要なのだということを九州の人は言うのです。

仮にそうだったとしても、今のような国有林なり県有林の借地制度はそれなりに使えるということでしょうかね。

○藤原氏 そうですね。ある程度の面積があれば、法正林、例えば1年に5ヘクタールずっと切っていたとしても、またサイクルで戻ってきますから、切って植えてというサイクルで戻れますので、九州あたりでそれをやろうと思えばある程度面積はできるのではないかと思います。

うちは今、社有林というものがないのですけれども、将来的には200ヘクタールぐらいの社有林を持って、その中で自分の法正林的に作業ができるような形がとれれば、それがまた新しいステップで楽しいのかなと思います。

○八田座長 もともとおたくの会社は請負専門の会社であったということなので、森林組合と競合していた面もあるのではないですか。競争して入札で仕事をとっていたということなのですか。

○藤原氏 そうですね。

○八田座長 でも、随意契約だった。

○藤原氏 当初、平成7年までは随意契約で、県の仕事をやっていました。今、こういう時代ですから、平成8年以降指名入札制度になりまして、今、そんな形でやっていますけれども、ほぼとってはあれなのですが、うちが担当しているところで、例えば県の山で昇仙峡という観光地なのですけれども、石が落ちたりする急峻地はリスクがあるのでほとんどだれもやりませんので、うちがやらざるを得ないという箇所はまだまだあります。

○八田座長 そうすると、具体的には、例えば県有林なり国有林にこの定期借地制度を導入したときに、入札資格があるというのは誰でもいいというわけではないと思うのです。40年契約だとかなりな信用が要る。それは例えば森林組合とか、今まで受託管理の経験を持っている会社、それから、大きな森林経営をやっている住友林業とかそんなようなところという形が対象になるのでしょうか。ほかにもありますか。

○藤原氏 もちろん対象としてはそういうところが対象になってきますけれども、広く一般に求めるとかなり出てくるのかなと思います。本当に平成15年に、集約してお客さんの山を預かってやるのは山梨でうちだけだったのですけれども、今、山梨県だけでも同じようなことをやっているのは1社なのですが、ほかに大きな財産山がありまして、貸地、県有林を借りていた地主さんの山なのですが、保護組合さんも貸地と契約してやっているところもありますので、そういう集約的なところは今、5～6件は山梨でやっていますので、そういう面では国有林をそうやることによって、いろいろな人から出てくるのではないかと思います。

○八田座長 余り臆病にならずに開放したほうがいいというわけですね。

○藤原氏 やはり営業所をもちろんつくってもらいなりして、県内の業者でやるのが一番地域循環というか、地域の雇用も考えたら一番いいのではないかと思います。

○秋山委員 わかればで結構なのですけれども、きょう伺ったお話は、山梨県ではというお話が多かったのですが、これは都道府県、場所が変わっても、共通なお話だという理解でよろしいですか。都道府県によって事情が異なることはあるのですか。

○藤原氏 都道府県によって事情が異なることは、岐阜から近畿のほうに行くと、結構一森林商社というのはかなり大きな面積を持っているところもありますので、その辺がちょっと違ってくるのかなという形ですね。基本的には日本の場合は5ヘクタール以下の小規模林家が多いですから、その人たちと国有林がマッチングして、1つの山、ドイツなどもそうですけれども、本当に分け隔てのないような山づくりをしていますので、そういう形をとらないと、海外と競争していくにはどうしても厳しいのではないかと思いますので、先ほど先生が言われたように、山梨はどうしても県有林がありますから、ほとんど国有林と似たような形なのですが、ほかの県に行っても大体それと似ているところですね。

○八田座長 そちらはどうですか。

○内田室長 よろしいですか。

事務局で済みません。実は数年前、私は地籍調査担当の責任者をしていましたもので、天に唾するというあれなのですけれども、四百数十ヘクタールというのは、その当時私がいろいろお叱りを受けていたあれからみたら、すごく驚異な感じがいたしまして、普通、森林は地籍調査率はおっしゃるように低いですね。よく地主さんをちゃんと確定できたなということと、それを地籍調査なり、本当は登記の問題かもしれないけれども、もっと規制緩和して、スムーズにいく方法というのを、天に唾するのであれなのですか。

○藤原氏 本当に最初の41で86ヘクタールになって、そこからいろいろな地主さんのところへ営業に行ったというか、地主さんのほうからいろいろな話があって、面積が広がりました。やはり熱心な方はもともと境界が結構はっきりしていますので、言葉を悪く言うと、申しわけないのですが、生きているうちに確定しておきたいという人が多いので、そういう方の力を借りて大体確定はしております。

あくまでも、地主さんにそのときに言うのですけれども、うちでやるのは補助金も入る

ことですから、きちっとした境界ではないよということは明確に言うておきますが、森林を管理する中での境界はここねという形でやっております。

先ほど先生が言われたように、課題の中で、うちも本当に小規模ながら小さな山が2ヘクタールほどあるのですけれども、それも分散しています。1つは会長、うちのおやじの名義になっていますが、あとの2つはまだ2代前のおじいさんの名前になっていて、変えることが難しいですね。そこをどのように変えていくかというのも今、うちの課題でもありますし、近くに司法書士の先生もいらっしゃったので、その先生に相談をしながら、今年中か来年にできればそれを変えて、変え方も学びたいと思っています。

○秋山委員 今、おっしゃったお話で、私も最近伺ったのは土地の登記が死んだ人の名義になっていて、いざ何かに使おうと思ったときに物すごく困るという話を物すごく聞くのですけれども、そうなっている要因、原因はどういうところだと理解すればいいですかね。いろいろ手続するとコストがかかるので、みんなそれを嫌がってやらないみたいなことも聞いたりするのですが。

○藤原氏 それが一番大きい要因だと思います。木材の単価が安い中で、名義を変えるのに全部山の木を切ってしまうと変えるなら変えるかもしれないのですけれども、そういう手間暇がかかるというのと、どうしても行政的な手続をするとお金がかかるのもあるから、そういうところは後回しになってしまうのではないかなと思いますね。

本当に木材の価格が悪くなったことによって、みんな山から離れていってしまったので、そこを何とか山がまた戻せるように改善できれば、林業はよくなっていくのではないかと思います。

○八田座長 それは登記自体の登記費用というよりは、登記のために区画を確定するとか、そこに金がかかるということですね。それは地籍とはまた別なのですか。

○藤原氏 地籍とは別ですね。

○八田座長 地籍がはっきりしていてもだめなのですか。していればいい。

○藤原氏 はい。

○八田座長 そうすると、地籍がはっきりしていないことにはいろいろコストですね。

○内田室長 おっしゃるとおりだと思います。

○八田座長 本当なら国が金を投じるべきところですね。つまらないところに補助金を出さないで、こういうところですね。

○藤原氏 そこをきちっとあれすると、最終的に税収も上がると思うのですが。今、うちも別の司法書士さんから話があって、うちのところから1時間ぐらい遠い山なのですが、奥さんひとりで旦那さんも死んでしまって跡取りもない。地方自治体に寄附を申し出たいけれども地方自治体でも困ると。うちにもらってもらえないかという話も来てまして、それも最終的には地籍をきっちり出すところにお金がかかると思いますので、それをやることによって、また次のステップに上がれるのかなと思っていますので、そういうところもどんどんチャレンジしていきたいと思っています。

○藤原次長 地籍のところの議論は、別途構造改革特区提案などでも出ているので、またどういう形で今、議論が進んでいるかは御紹介をさせていただきます。

あと、2つだけお尋ねしたいのですが、これは県有林の議論だと思いますけれども、指定管理制度は適用にならないというのは、大もとの法律があるから、通常の美術館とか図書館みたいなわけにはいかないという理由からなのでしょうか。

それから、お話のあった貸地制度、これは大変興味深くお聞きしたのですけれども、国の制度ではなくて県の制度としてあったということなのですか。

○藤原氏 国でもあったと思います。

○藤原次長 それがなぜ今はなくなったかという経緯について、何か。

○藤原氏 国のほうは全く。山梨県は本当に国有林の森林率が低いのでわかりません。

○藤原次長 昔はそういうのがあったけれども、今はなくなったという経緯でしょうか。それは調べてみたいと思いますか。

○藤原氏 県の行政の方と話をして、一番指定管理みたいにできるのだったら貸地制度ですと最近よく会話しますね。

○藤原次長 今でもですか。でも、それはいつなくなったとおっしゃいましたか。大分前に。

○藤原氏 山梨県の県有林の場合だと貸地制度は今でもあるのですけれども、新規の受付は今はしていないですね。

○藤原次長 制度としてあるけれども新規受付はしていない。どういう運用なのですかね。

○藤原氏 県のほうで言わせると、現代に合わせてしまうと地代が上がるから、それがだめなのだと思います。ただ、無理なことはないと思うのです。

○八田座長 借りているところはちゃんと事業はやっているのですか。

○藤原氏 借りているところは事業はほとんどしておりません。うちもその貸地を、大内窪財産区という組合さんがあるのですけれども、そこが借りている山の管理も受託していますので、そういった管理組合さんの山を信用をもらって管理できることで一気に面積がふえたという形です。

○八田座長 間接的には県の借地をやっているということですね。ということは、問題なくできるということですね。

○藤原氏 そうですね。

○八田座長 所有者は県なのですね。

○藤原氏 そうです。土地の所有者は県です。ただ、ゴルフ場とかも20年ぐらい前に新規に貸地に名乗りを上げたところもあったわけですから、林業をやるということを考えれば、林業の単価で山を貸してもらうことはそんなに不可能なことではないとか、同じ予算を投じて山の手入れをするのだったら、そこに任せてしまったらという発想はありますね。

○八田座長 借地を従来しているところは40年たつときちんと返していますか。

○藤原氏 返していません。そのまま継続でずっと、半永久的。



○八田座長 それがちょっと嫌だということもあるでしょうね。

おたくの場合には、よく皆さん信用して貸してくれましたね。それとも、皆さんも半永久的になるだろうということを覚悟の上でやっているのですか。15年で。

○藤原氏 実際にはうちも1カ所森林組合さんとの競合で11年目にとられたところもあります。森林所有者さんの保護組合さんの中には、森林組合さんの理事もいるのです。その理事の方が総代とかになってしまうと、そこに関しては全部持っていかれるというのはよくありますね。

○八田座長 原則論としては、向こうにとってはおそらく定期借地でやったほうがいいのでしょうね。藤原さんが粘ると決めてしまえば粘れたのかもしれない。

○藤原氏 本当にこのトラックの写真を撮っているここなどはうちの完成形で、作業道が入って、これからだというときにそっくりとられてしまったというパターンなので、そういうものがないのであれば、定期借地みたいな形でやれば一番いいのかなと思います。

民間の山に関しても、定期借地ということは私も今、考えていまして、将来的には貸地的な形で林業ができれば問題はないというか、複雑な問題は余りおきないのではないかと。

○八田座長 ほかにございますか。

非常にわかりやすい説明で、いろいろな示唆が得られたと思います。

どうも本当にありがとうございました。